

## 6-2 医療計画の策定プロセス

～正しい手順を、正しい参加者で～

**キーワード** ・患者・住民の意見の反映 ・協議の場の設置 ・作業部会の構成員

### ●このテーマで目指すゴール

- ・医療計画のあるべき策定プロセスを理解できる
- ・地域の医療計画の策定に参加できる
- ・医療計画策定プロセスの改善を提案できる

### 患者さんからの質問

医療計画に関するパブリックコメントが実施されているというのを聞いて、はじめて医療計画が策定されていることを知りました。

### ●医療計画の策定プロセスとは

医療計画は、行政担当者が“机上で書く”のでは、実効性のあるものにならないとされています。公共政策や医療政策を作るプロセスについてのさまざまな書物やガイドライン類を見ても、データを集めて現状を知り、意見を集約し、従来の施策を振り返り、施策案を抽出し、議論を経て仕上げるといったようなことが共通性をもって書かれています。

医療計画については、厚生労働省医政局長通知、厚生労働省医政局指導課長通知によって、指針が示されています。その概要は図1のようになっています。

### ●医療計画策定プロセスの現況と課題

図1のようにあるべき姿が示されているのですが、47都道府県の実情は、それに向けて歩んでいる途上というところですが、厚生労働省の「PDCA サイクルを通じた医療計画の実効性の向上のための研究会」（以下、PDCA研究会）で、2013年4月から実施されている都道府県医療計画がどのような策定プロセスで作られたか、都道府県アンケートから分かった状況が資料として公表されています。そこからいくつかの面を見ましょう。

医療計画を検討する医療審議会の開催頻度は3回というところが16県で最多でした。1回が6県、2回が10県あります。1、2回の検討で作成するのは至難の業と思われます。疾病や事業別の作業部会を作ることになっていますが、作業部会を設置したのは43県でした。また、作業部会を設置しても複数の疾病や事業をまとめて対象範囲とする場合が多かったのです。圏域会議を開催したのは29県に留まり、開催回数も少ないです。部会の構成員（委員）については43県の153部会のうち、患者・住民を含むものが41部会、医療保険者を含むのが16部会に過ぎませんでした。前の医療計画の評価に関しては、「医療計画の推進によって地域医療にどのような効果があったかの評価をした」のは30県だけでした。新計

画策定に当たり、独自に住民調査や実態調査をしたところは少数に留まりました。

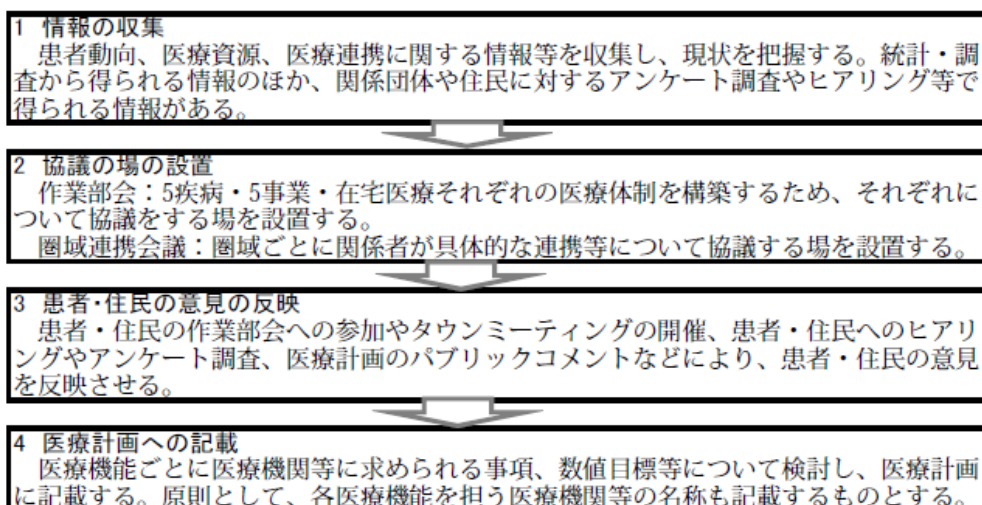
このように、指針が十分に守られていない、趣旨が活かされていないという状況にある原因は、いくつか考えられます。2012年度は医療関係の多数の計画の策定が重なったため、都道府県庁のスタッフの人員不足感が強かったと言われます。また、データを調べること、多数のステークホルダー（関係者）との間で意見のすり合わせをすることなどに関する、都道府県職員のスキルが不足しており、研修などの仕組みが必要との指摘もあります。厚生労働省などは、医療計画策定に関わる人員への研修や情報提供を強化する考えです。

PDCA 研究会の報告書、「PDCA サイクルを通じた医療計画の実効性の向上のための研究会 報告書」には、「都道府県職員は計画中に異動となることも多いため、計画立案時の担当者だけでなく、計画に係る他の関係者と計画の方向性について積極的に共有を図るべきである。さらに、都道府県本庁職員のみならず、保健所職員や学識経験者、医療提供者、医療保険者、住民等の関係者が、継続的かつ主体的に医療計画に参画する体制構築が重要である」と書かれています。

## ●アドボケートにできること

現行の地域の医療計画（2013～2017年度）がどのようなプロセスでどのようなメンバーで作られたかを知ることが大切です。医療計画を検討する審議会、部会、圏域会議などが実質的な審議をできているか、関心を持ちましょう。計画策定のために独自調査をした県、タウンミーティングを開いた県、患者・住民に積極的なヒアリングを行った県などについて全国の好事例を把握し、改善例を地元提案することもできます。地域医療ビジョンの策定がいつ、どのように始まるかを把握することは必須です。こうした学びを、これから始まる地域医療ビジョンの策定と、次の医療計画の策定に活かしていきましょう。

<図1 医療計画策定の手順 厚生労働省ガイドライン内容の概要>



出典：「医療計画について」（厚生労働省 医政局長通知 2012年3月30日）から作成

<表 1 医療計画 作業部会の構成 (厚生労働省ガイドラインから) >

- 地域医師会等の医療関係団体
  - 医師、歯科医師、薬剤師、看護師など現に診療に従事する者
  - 介護保険法に規定するサービス事業者
  - 医療保険者
  - 医療・介護サービスを受ける患者・住民
  - 保健・医療・福祉サービスを担う都道府県・市町村
  - 学識経験者
  - その他、各疾病・事業において重要な役割を担う者
- \* 下線は編集部加筆

出典：「医療計画について」（厚生労働省 医政局長通知 2012年3月30日）

---

◇ さらに詳しく知りたい方のために

- ・医療計画（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/iryuu\\_keikaku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuu_keikaku/index.html)

- ・PDCA サイクルを通じた医療計画の実効性の向上のための研究会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008zaj.html#shingi127275>

- ・医療計画の推進に係る都道府県調査結果速報

<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=148716&name=0000014431.pdf>

- ・PDCA サイクルを通じた医療計画の実効性の向上のための研究会 報告書案

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000036856.pdf>

(すべて 2014/3/22 アクセス)